

## 河内長野市自動体外式除細動器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年河内長野市条例第4号。以下「条例」という。）及び河内長野市物品管理規則（平成8年河内長野市規則第10号）に定めるもののほか、河内長野市が保有する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しを行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 河内長野市の区域内に居住する住民によって形成された団体、市内を拠点に活動する団体その他これらに準ずる団体（以下「市民団体等」という。）が、事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施する場合にAEDの貸出しを行う。

(貸出しの要件)

第3条 この要領により貸出しを行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) おおむね10名以上の市民等が集まる営利を目的としない事業等であること。
- (2) 医療従事者又は消防本部等が実施するAED講習の修了者が事業等の実施の期間を通じて会場等に配置されること。

(貸出しの台数及び期間)

第4条 AEDの貸出しの台数は1事業等につき1台とし、貸出しの期間

は連続7日間を限度とし、事業等の終了後は速やかに返却するものとする。

(貸出しの申請)

第5条 AEDの貸出しを受けようとする市民団体等(以下「申請者」という。)は、貸出しを受けようとする日の3箇月前から前日までにAED貸出申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、市主催の事業等で使用するときその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しの決定)

第6条 市長は、前条のAED貸出申請書の提出があったときは、これを審査し、貸出しの可否を決定し、AED貸出承認・不承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(同一期間に申請が重複した場合の貸出しの決定)

第7条 AED貸出申請書が、同一の貸出期間に複数の者から提出されたときは、受付順(同時の場合にあっては、抽選とする。)に貸出しを行うものとする。

(貸出しの費用)

第8条 貸出しの費用は、条例第8条の規定により無償とする。

(貸出しを受けた者の遵守事項)

第9条 AEDの貸出しの決定を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 貸出しを受けた目的以外に使用しないこと。

(3) 転貸しないこと。

(4) 事前に取り扱説明書を熟読のうえ、使用すること。

(A E Dの返却)

第10条 A E Dの貸出しを受けた者は、返却期日までに返却するものとする。この場合において、A E D使用報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(事故報告)

第11条 A E Dの貸出しを受けた者は、当該A E Dを故障又は破損、紛失させた場合には、A E D故障等報告書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(賠償)

第12条 A E Dの貸出しを受けた者は、当該A E Dをその責めに帰すべき事由により故障、破損又は紛失させた場合には、その者の負担においてこれを補償し、又は修理しなければならない。

(A E Dの返還)

第13条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、A E Dの貸出しを受けた者に対し、当該A E Dの返還を求めることができるものとする。

(1) 貸出しを受けた者が、当該A E Dを使用しなくなったとき。

(2) 貸出しを受けた者が、この要領に違反したとき。

(3) 貸出しを受けた者が、当該A E Dを適正に使用しないおそれがあると認められるとき。

(4) その他市長が特に必要と認めたとき。

(補則)

第 1 4 条 この要領に定めるもののほか、A E D の貸出しに関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。